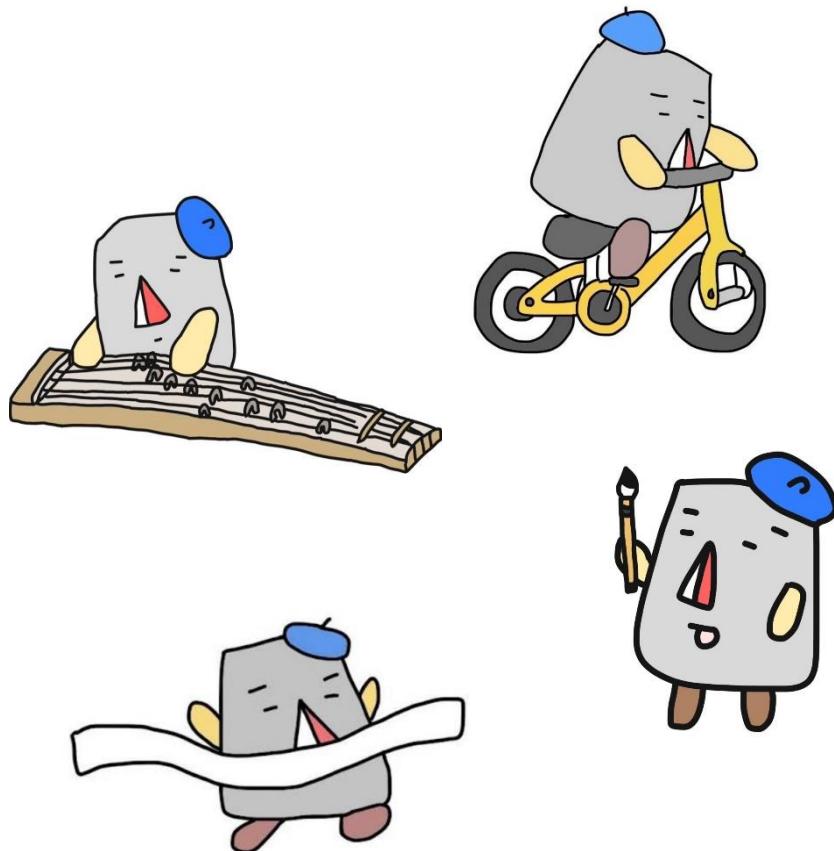


宇部市立中学校部活動及び 地域クラブ活動運営方針



令和5年（2023年）年12月
宇部市教育委員会
宇部市観光スポーツ文化部

目 次

1 学校部活動及び地域クラブ活動の意義	… 1
2 宇都市のめざす学校部活動及び地域クラブ活動	… 2
3 本方針策定の趣旨	… 2
4 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の方針の策定等	
(2) 学校部活動における指導・運営に係る体制の構築	
(3) 地域クラブ活動における指導・運営に係る体制の構築	
5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 5
6 適切な休養日等の設定	… 6
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間	
7 学校部活動及び地域クラブ活動における 安全管理と事故防止について	… 7
(1) 健康状態の把握	
(2) 施設・設備用具の安全点検と指導	
(3) 天候や気象を考慮した指導	
(4) 事故発生時の対応	

1 学校部活動及び地域クラブ活動の意義

- 学校部活動及び地域クラブ活動は、共通の興味・関心をもった生徒たちの自主的・自発的な参加により、顧問の教員や地域クラブの指導者をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われるものである。
(本方針において、「地域クラブ」とは、字部市が認定する地域クラブをさす。以下すべて同じ)
- 学校部活動及び地域クラブ活動は、その活動を通して、知識や技能の習得をはじめ、主体性や協調性、責任感等、個人の可能性を伸ばすことが期待できる。
また、目標に向かって計画的に仲間と協力して取り組む活動や、目標を達成した時の喜びや充実感・達成感といった感動を味わう体験等を通して、友情を深めるなど好ましい人間関係や社会性の形成にも資するものである。
- 学校部活動及び地域クラブ活動は、学校や地域において、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流を通して、将来にわたり、スポーツや文化芸術活動等に親しむ態度を育み、生徒の健やかな体や豊かな心を育てるといった、人格形成に寄与する活動である。
- 学校部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われるものである。
また、地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動であり、社会教育法上の「社会教育」の一環として、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しながら行われるものである。

〈参考〉

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

2 宇部市のめざす学校部活動及び地域クラブ活動

本市では、「『自立』と『共生同榮』　宇部を愛し、未来を拓く人づくり」をめざしている。

そのことを踏まえ、宇部市においては、教育的意義を十分に考慮しながら、生徒や学校・地域等の実態に応じて、学校部活動及び地域クラブ活動の取組を推進する。

また、学校部活動及び地域クラブ活動における様々な取組を通して、生徒一人ひとりの望ましい成長と多世代の交流による絆の強い地域づくりにつなげていく。

3 本方針策定の趣旨

本市においては、これまで、全ての中学校において、「部活動」を学校教育の一環としてとらえ、教育課程との関連を図りながら取り組み、大きな成果を上げてきた。

その一方で、少子化の進展による生徒数の減少に伴い、教員数が減少し、部活動をこれまでの運営体制では維持することが困難となってきている。

このような中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等が示された。

また、山口県においては、令和5年10月に「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」が策定され、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、地域クラブ活動の在り方等が示された。

このことを受けて、本市では、「宇部市立中学校部活動運営方針」を廃止し、「宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針」（以下、「方針」という。）を新たに策定した。

今後、市内の全ての学校部活動及び地域クラブ活動においては、この方針に基づき、学校部活動及び地域クラブ活動を運営することとする。

本方針が、教職員や地域クラブの指導者はもとより、家庭、地域、学校部活動及び地域クラブ活動に関連する各種団体等で広く共有され、生徒主体の教育活動として、本市における学校部活動及び地域クラブ活動が適切に運営されることをめざす。

なお、本方針は、スポーツ活動と文化芸術活動の区別をすることなく適用することとする。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の方針の策定等

- ① 校長及び地域クラブ活動の代表者は、本方針に則り、毎年度、「活動方針」を策定する。
- ② 学校部活動顧問及び地域クラブ活動の指導者は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、学校部活動については校長に、地域クラブ活動については宇部市に提出する。
加えて、校長または宇部市は、提出された年間活動計画等をホームページへの掲載等により公表する。
- ③ 学校部活動顧問及び地域クラブ活動の指導者は、毎年度、活動運営（活動時間や場所、参加予定の大会、年間の経費等）について、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会を開催するなど、適切な機会を設けて説明する。

(2) 学校部活動における指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、近隣にある地域クラブ等、学校や地域の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ② 学校部活動は、部活動顧問及び部活動指導員、外部指導者の積極的な取組に支えられるところが大きいが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導の下で行う。

- ③ 生徒の安全管理の観点から部活動顧問は複数名配置することが望ましい。
校長は、部活動指導員や外部指導者等を積極的に活用し、顧問教員と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- ④ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ⑤ 部活動顧問は、部の運営や生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。
- ⑥ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜指導・是正を行う。

(3) 地域クラブ活動における指導・運営に係る体制の構築

- ① 国が通知した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行う。
- ② 地域クラブは、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等を行う。
- ③ 規約等に基づいて団体の運営を行い、会計について公の場（団体の総会等）で承認を受け、適切に処理する。
- ④ 活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任を明確にし、その解決に向け、必要に応じて学校と連携する体制を整える。
- ⑤ 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ⑥ 地域クラブ代表者は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

- ⑦ 生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、指導者は専門性や資質・能力を有する者とする。また、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組む。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

学校部活動及び地域クラブ活動を指導する際には、学校教育もしくは社会教育の一環として行われる学校部活動及び地域クラブ活動の教育的意義を十分に理解した上で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進することが重要である。

- (1) 校長、部活動顧問、部活動指導員、外部指導者、地域クラブの代表者及び指導者は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防、文化活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- (2) 部活動顧問、部活動指導員、外部指導者及び地域クラブ活動の指導者は、生徒の技能向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うため、生徒との十分なコミュニケーションを図った上で指導を行う。また、生徒が燃え尽きることなく、技能の向上や大会等での好成績等のそれぞれの目標が達成できるよう、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や生徒の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (3) 朝の授業前の活動は、生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活等の確保、及び教員の働き方改革の観点から、原則、実施しない。

ただし、学校部活動においては、以下の①～④について配慮し、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができる。

- ① 実施にあたっては、中学校体育連盟（以下、「中体連」という）・中学校文化連盟（以下、「中文連」という）等が主催や共催する等の大会やコンクール前の一定期間に行うなど、計画的な活動により得られる効果等を十分考慮して行う。
- ② 活動時は、必ず指導者が活動場所にいて指導にあたる。

- ③ 生徒がバランスのとれた生活が送れるなど、過度の負担とならないよう、活動開始時間や活動内容等に十分配慮して行う。
- ④ 保護者に、活動の目的や効果等について理解を得る。

6 適切な休養日等の設定

学校部活動及び地域クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒のスポーツ障害や燃え尽き症候群等を予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

① 学期中（常時の活動）

ア 週当たり2日以上の休養日を設ける。ただし、複数の団体に所属する生徒については、どの団体の活動もない日が週当たり2日以上となるよう配慮する（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。）。週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

また、地域クラブにおいては、行事や定期試験前後の一定期間を休養日とするなど、学校と連携しながら休養日を設定する。

イ 学校部活動において、中体連又は中文連等が主催する大会やコンクール等の前に、数週にわたって休日（土・日・祝日）に連続した活動が必要となる場合には、保護者の理解を得た上で、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができる。

その際、校長は、生徒の健康やバランスのとれた学校生活への配慮、顧問教員にとって過度な負担とならないよう十分に配慮する。

また、地域クラブ活動においても、保護者の理解を得た上で、生徒の健康やバランスのとれた学校生活への配慮、指導者にとって過度な負担とならないよう十分に配慮する。

なお、大会終了後に、実施した日数分の休養日を設ける。

② 長期休業中

「① 学期中」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動及び地域クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

なお、学校部活動においては学校閉庁日を、学校部活動及び地域クラブ活動

については年末年始（12月29日から1月3日）を休養期間とする。

校長及び地域クラブ活動の代表者は、長期休業中の活動計画が、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、活動を許可する。

（2）活動時間

- ① 学校部活動は、教職員の勤務時間終了までの活動とする。ただし、大会やコンクール等の前については、校長の裁量で、活動時間を延長して練習等を行うことができる。
- ② 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

7 学校部活動及び地域クラブ活動における安全管理と事故防止について

事故を未然に防ぐための安全対策や、事故発生時における対応について適切な措置が講じられるよう、日頃から、指導者と生徒の安全管理と事故防止に対する意識を高めておくとともに、自他の安全を守るための知識や行動を身に付けておくことが重要である。

（1）健康状態の把握

- ① 健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるなど適切な対応をとる。
- ② 日頃から自分の健康管理について関心を持たせ、活動中は適度な休養と水分等の補給に留意させる。
- ③ 健康診断等で異常が見られる、もしくは既往症のある生徒については、医師の指示に従うとともに、養護教諭や学級担任、保護者等との連絡を密にし、健康状態について常に把握しておく。

（2）施設・設備用具の安全点検と指導

- ① 活動場所や使用器具等の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。

- ② 施設・用具を正しく使用するとともに、その施設・器具・用具に内在する危険性（例えば、可動式サッカーゴール、バスケットボールゴールの転倒など）に留意し、事故が起きないよう注意して使用するよう指導する。

（3）天候や気象を考慮した指導

- ① 活動時の熱暑環境や気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症事故の防止に十分留意する。

※熱中症事故防止について

暑さ指数（W B G T）を参考に活動を行う。

W B G Tが31°C以上では、原則中止とする。

【参考】山口県ホームページ（健康増進課）

「暑さ指数（W B G T）」予報値のお知らせ～熱中症を予防しましょう～
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19231.html>

- ② 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

（4）事故発生時の対応

- ① 緊急時保護者連絡先やかかりつけの病院等を事前に把握しておく。
- ② 事故発生時の対応については、各学校が作成する危機管理マニュアルや地域クラブが作成する救急対応に関する共通理解事項等に従い、迅速・的確に対応する。
- ③ 生徒にも、応急手当や心肺蘇生法やA E Dの使用等に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。